

## 石木ダム中止に向けた水源連第 22 回総会宣言

石木ダム計画が明らかになったのは 1962 年、それから 53 年、石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯の皆さんは「必要性がない石木ダムに生活の場を明け渡すことはできない」と闘い続けています。3 世代にわたるダム反対の闘いは全国に例を見ないものです。13 世帯の皆さんは「只ここに住み続けたいだけ」と反対理由を「こうばるの歌」で告げています。私たちは近年 2 回、総会・全国集会を石木ダム現地で開催しています。その都度、日本の農村を伝える原風景の素晴らしさと、そこに生きる皆さんの郷土を思う心に触れ、元気を一杯いただきました。こうばるは素晴らしい所です。

長崎県と佐世保市は、石木ダムの必要性を問う 13 世帯の皆さんを排除の対象としか見ていません。必要性を問われても答えることができないからです。石木ダムありきの辻褃合わせ、数字合せで必要性をでっちあげているからです。長崎県と佐世保市の対応は土地収用法の適用による追い出しと、事業の既成事実化です。既に 4 件の農地収用を済ませ、今は 4 軒の家屋を含む第 2 次収用裁決を収用委員会にかけています。長崎県収用委員会は「事業認定が前提。土地等の補償額を評価するのが収用委員会の役割」として地権者側の反論には一切耳を貸すことなく第一次収用裁決・明渡し裁決を下したことから、収用委員会開催は家屋すべての取壊しにつながります。10 月 7 日と 9 日に予定されていた第 2 次収用委員会開催に対して、反対同盟と支援者の皆さんは会場にて開催中止を求めました。収用委員会は対応するすべもなく、両日の開催を中止しました。11 月 18 日に予定していた収用委員会も中断となりました。

石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯 60 名の皆さんは、「石木ダムは不要。不要なダムに生活の場を明け渡すことはあくまで拒否する」「長崎県は覚書をかかわしているのだから、収用法適用は違反」「事業認定は長崎県と佐世保市が提出した間違った情報による間違った判断。認定庁は取り消せ」「家屋が取り壊されようとも小屋を建てる。小屋も取り壊されればテントを張って暮らす。どんなことがあっても明け渡すことはない」と徹底抗戦を決意しています。

私たちは 13 世帯の皆さんと連帯して長崎県の暴走を阻止し、皆さんが育んできた地域社会と生活、ホテルの里、貴重な生態系を持つすばらしい自然環境を守り抜きます。

私たちは石木ダム事業がもたらす 4 つの負の遺産、

- ◇ 無駄な事業による人権侵害
- ◇ 無駄な事業による環境破壊
- ◇ 無駄な事業への税金支出・水道事業費支出
- ◇ 本来優先されるべき事業の停滞

を拒否します。そして、以下の取組みを通して 石木ダム中止を勝ち取ります。

### ◎ 石木ダム不要の世論喚起を各界に促す

### ◎ 起業者、事業認定庁、補助事業指定省への取組み

- ◇ 必要性がない石木ダム事業を強権的に推進する長崎県・佐世保市には直ちに石木ダム事業中止を求める。
- ◇ 国土交通省には石木ダム事業認定取消しを求める。
- ◇ 国土交通省と厚生労働省には石木ダムについて補助事業指定解除

### ◎ 裁判闘争

- 事業認定取消訴訟・執行停止申立、工事禁止仮処分申立て等の裁判闘争

全国の皆さん、ご支援をよろしくお願いいたします。

全国の皆さん、長崎県と佐世保市への抗議・要請をお願いいたします。

2015 年 11 月 1 日 水源開発問題全国連絡会第 22 回総会